

令和4年度児童発達支援センター事業計画書

I 児童発達支援センター「つくし園」

1 運営方針

つくし園は発達に課題のある子どもへの専門療育・支援施設として、心身の健康保持と増進、基本的生活習慣の確立、社会性の獲得を目的に日々療育を行い、心身共に豊かに育っていただける施設づくりに努めます。その具体的な内容として

- ① 本人の自立を支援するための発達支援
- ② 子どものライフステージに応じた支援
- ③ できるだけ身近な地域における支援
- ④ 発達に課題のある幼児の家族を含めたトータルな支援が挙げられます。

施設の運営にあたっては、児童発達支援センターとして「児童発達支援」「障害児相談支援」「保育所等訪問支援」（摂津市指定管理事業）「くまさん親子教室」（摂津市委託事業）の四つの事業を実施し、児童発達支援センターが地域支援体制の中核的な役割を果たせるよう活動していきます。

「児童発達支援」は通園利用の子どもたちをはじめ、施設を利用する未就学児に対して、日常生活における基本的生活習慣の確立、身近な人との信頼関係の構築、子育てに不安を持つ保護者に対し保護者支援を行います。

さらに、令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、当園の対応について、市子育て支援課と協議を行ない、当園の役割についても検討していきたいと考えています。

「保育所等訪問支援」は、発達に課題のある児童の保護者からのニーズを受けて保育所・幼稚園・こども園・学校等を訪問し、集団生活で自分の力を発揮し自信を持って過ごすことができるように保育士、教職員等に専門的なアドバイスを行うほか、その他の必要な支援を行っています。

「障害児相談支援」は発達に課題のある児童を対象に、障がい特性へのきめ細かい配慮を行い、児童本人と家族の困り感への対応を考え、最適な福祉サービスが利用できるよう利用児や保護者の利便性を考え、障害者総合相談支援センター（つくし分室）でも相談等を行いながら支援していきます。また、子育てに悩みを抱える保護者からの一般相談にも応じ、関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。

「くまさん親子教室」は、市の委託事業として、家庭児童相談課、出産育児課と連携し、発達に課題のある子とその保護者、また、保護者の育児力を育む等の家庭支援が必要な親子を対象に市内3か所（週3日～4日）で親子教室を行います。

園舎については、昭和57年に建設され、経年劣化が避けられない状態であり年々園舎修繕や電気機器の故障による修繕などに経費がかかるようになってきています。摂津市の建物点検が実施され、老朽による破損箇所等の修繕は実施されますが、利用者に安全に快適に利用していただくためにも、園舎内部・外構・電気設備・衛生設備・空調設備等の計画的な

補修・修繕を市子育て支援課と協議し進めていきます。それに加え、厨房器具等の永年劣化による故障も考えられますので、取り替え時期も計画的に検討していきます。

コロナ禍の中行事等の実施が難しくなっていることから、保護者に情報を発信する手段としてIT機器の導入活用の検討及び、園のホームページのさらなる活用を進めていきます。

2 児童発達支援（通園支援）

通園児の支援は、年齢・発達状況・親子関係等個々に応じて行います。親子通園クラスは、子ども自身の課題と環境的要因に着眼した発達援助、並びに養育基盤である家庭の安定に向けた療育・援助を行います。その後、年齢や発達段階に応じて単独通園クラスに移行します。また、園児の発達課題や実情に照らした保育内容の細分化・グループ化によるきめこまやかな療育を実施するとともに、次年度就学を迎える園児への個別プログラム等の充実に努めます。

併設施設のめばえ園職員の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及びくまさん親子教室を担当する公認心理師との連携をさらに高め、多職種スタッフによる協働でより専門的な療育に取り組みます。

（1）療育の内容

ア 親子関係の構築

親子通園を通して、人間関係の基盤となる親子関係の構築を育むと共に、職員が共に子育てすることで、保護者の育児力を育みます。

イ 基本的な生活習慣の獲得

食事、排泄、更衣等の日常的、基本的な生活動作を通して生活習慣を身につけ、生活リズムを整えるように援助します。

ウ からだづくり

生活リズムを整え、からだを動かしての遊び、自然に触れながらの心身の発散をすることによって丈夫なからだをつくります。また、食事指導や歯磨き指導を通して衛生や健康への意識を高めます。

エ 社会性を育む

身近な大人との信頼関係を基盤に、集団の中で、自分を発揮出来る環境を整えます。また、個別の遊びや集団遊び・行事等を通して経験の幅や人とのかかわりを広げ、人との関係を育みます。

オ 交流事業

地域での育ちを豊かにするための子育て支援事業に積極的に参画・参加し、園児の経験の幅や人とのかかわりをひろげます。

(2) 健康管理の充実

- ア 園児の健康状態を把握するため定期的に健康診断を実施するとともに、必要に応じて医療機関との連携に努め助言・指導を受け、療育に活かしていきます。
- イ 家庭と連携して生活リズムを見直し、生活にメリハリをつけ、生活リズムが整い、安定した生活が送れるよう支援し、すこやかな成長を育みます。
- ウ 必要に応じて府及び市の担当保健師、医療機関との連携を図り、助言・指導を受け、療育に活かしていきます。

(3) 給食

児童の特性、年齢に応じた献立を栄養士が立案し、給食会議で検討、見直しを行なったうえで提供していきます。また、栄養価を摂取する事だけを目的とせず、一人ひとりの子どもたちが、食べる事を楽しみながら食事動作、食事マナーの獲得に向けて取り組みます。委託業者との連携を密にし、より子ども達が食への意識を高めることが出来る様、栄養士・担当職員による喫食状況の把握、子どもの状況に配慮した調理形態の工夫などに努め、さらに子どもにあった給食の提供に努めます。

(4) 年間行事予定

月	主 な 行 事	定 例 行 事
4	・保育説明会	〈健 康 診 断 等〉 ・内科健診（年2回） ・耳鼻科健診（年1回） ・歯科健診（年1回） ・検尿（年1回）
5	・日曜参観	
6	・学校見学	
7	・七夕まつり ・夕涼み会	
8		
9		
10	・遠足 ・体験入学	
11	・運動会 ・教育支援会議	〈月 例 行 事〉 ・避難訓練 ・身体測定 ・合同親子保育 ・単独クラス親子保育 ・個別面談、クラス面談 ・参観（随時）
12	・クリスマス会	
1	・保育所等一日保育	〈その他の行事〉 ・誕生日会（年4回）
2	・豆まき ・生活発表会	
3	・ひなまつり ・お楽しみ会 ・卒園・修了式	

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための対応として行事内容工

夫して実施。令和4年度も感染症対策も踏まえたうえでの行事開催を検討。

(5)日課予定表

時 間	通園児の日課	処遇職員等の活動
9:00~10:00	登 園	送迎バス運行（バス車内指導） 受入れ準備
10:00~10:15	更衣、排泄 シール貼り	更衣指導・介助 排泄指導・介助
10:15~10:45	コーナーあそび	連絡ノート確認 園児主体のあそびの援助
10:45~11:30	朝の会（挨拶、お話、手遊び） 設定保育（感覚運動、認知操作、 言語・社会性のあそび）	出欠確認、健康状態の把握 計画による保育指導
11:30~12:30	片付け、排泄、給食準備 給食	食事指導・介助
12:30~14:00	歯磨き コーナーあそび、散歩など	歯磨指導・介助 園児主体のあそびの援助及び グループ保育
14:00~14:40	片付け・排泄 おやつ 更衣 降園準備	排泄指導・介助 食事指導・介助
14:40~15:00	終りの会（歌、お話など）	保護者への連絡事項確認
15:00~16:00	降 園	送迎バス運行（バス車内指導） 施設内清掃・面談・保育準備

(6)保護者支援・連携

「ともに子育てをする」事をねらいとし、親子通園、親子保育等を通して、子どもの課題や家庭での様子、保護者の困り感を共有し、必要に応じて他機関と連携し安心して子育てできる環境作りに取り組みます。

ア. 家庭との連絡

毎日の連絡ノートにより、子どもの家庭での様子や園での様子を連絡し合うことにより、日々の状態の把握に努めるとともに相談にも応じます。園だよりの発行（毎月）

イ. 各種面談・親子保育等

項 目	実 施 形 態
個 別 面 談	園児ごと 年3回 進路指導も含む
ク ラ ス 面 談	クラスごと 毎月1回
三 者 面 談	必要に応じて実施
家 庭 訪 問	入園時、他必要に応じて実施
合同親子保育	毎月1回 2クラス合同で実施
単独クラス 親子保育	毎月1回 単独通園クラスの親子保育日

※感染症の状況により実施方法、回数は検討

(7) 災害・事故防止対策

災害(火災・地震等)の際にはより丁寧な配慮を必要とする児童が利用していることから、安全の確保を図るため訓練を実施します。また、施設内への不審者の侵入を未然に防ぎ、備品を含め日常的に安全の確保に努めます。

- ・避難訓練(月1回)
- ・普通救命講習(年1回)
- ・消火・通報訓練(年2回)
- ・防犯訓練(年2回)
- ・遊具安全点検(毎日)
- ・業者委託遊具安全点検(年1回)

(8) 関係機関との連携

必要に応じて、市子育て支援課・家庭児童相談課・出産育児課との連携を図り個々の支援を充実させていきます。医療機関との連携については、早期療育に伴う医療的ケアの必要な園児の受け入れも行っていることから、経過の把握と必要に応じた指導を行います。

また、進路指導については、教育委員会、支援学校、市内小学校、幼稚園、保育所、こども園などとの連絡調整を図り、体験入学、進路先訪問などの機会を通して情報の交換を行い、連携を深めていきます。市内小中学校の支援学級担当者との研修会を実施するほか、五中校区地域教育協議会及び市子育て支援ネットワーク推進会議に参画し、子どもたちが健やかに育つための環境づくりを進めていきます。

3 障害児相談支援

相談支援専門員4名と相談員1名(令和4年度に相談支援専門員研修受講予定)が、市出産育児課、子育て支援課、家庭児童相談課、府茨木保健所からの紹介、または保護者からの電話等での直接相談に対応していきます。保護者・本人の相談を傾聴し、ニーズの把握に努め、児童に応じた福祉サービスを紹介、計画相談を立案し、個々の児童に合った福祉サービスの利用に繋げていきます。また、各関係機関、事業所とも密に連携を図り、福祉サービスの向上に努めます。

年々増加する相談件数(一般相談も含め)に対応するため、当児童発達支援センターのみ利用している利用者においては、市と協議の上「セルフプラン」を導入し対応すると共に、人員配置、各関係機関との役割分担等についても検討していきます。

4 保育所等訪問支援

作業療法士、公認心理師等訪問支援員が子ども園、保育園、幼稚園を訪問し、利用児童が

生活の場で自分を発揮し、落ち着いて生活することが出来る様、子どもへの直接支援及び担当保育士、教師に助言等の支援を行います。訪問時の様子については、訓練等での来園時に保護者に報告し、園との連携、家庭での生活に生かせるよう援助します。また、訓練士と訪問員が連携し、子どもの課題を共有し、双方のサービスの充実を図ります。

5 くまさん親子教室（摂津市委託事業）

家庭児童相談課・出産育児課からの紹介により、発達や養育上に課題のある1～3歳児とその保護者を対象とした親子教室を実施しています。親子で参加してもらうことにより、発達支援及び育児支援を行います。保育士、心理士など多職種の職員が関わることで、多面的な視点を持って支援できる体制を構築しています。また対象者に関わる関係機関と連携し、利用児の進路相談も受け、より安心して次のステージに移行できる様、就園先との引継ぎもを行います。終了後のフォローとして、年2～3回交流会を実施します。

6 各種会議

施設運営に関する事項及び各事業間の連携を図り、事業内容の向上、円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催、参加します。

- ・施設連絡会議（毎月2回）
- ・給食会議（毎月1回）
- ・行事会議（随時）
- ・年度まとめ会議（年1回）
- ・職員会議（毎月1回+随時）
- ・ケース会議（随時）
- ・子育て支援課、家庭児童相談室課、出産育児課との会議（引継ぎ、判定会議、情報意見交換など）（随時）
- ・障害児相談連絡会（随時）
- ・教育支援会議（随時）
- ・児童発達支援事業所連絡会議（年2回）

7 職員研修

職員の知識、支援技術の向上を目的とし研修参加を奨励します。

- ・法人に研修への参加（会計・虐待・メンタルヘルス等）
- ・職員勉強会の実施（年8回）
- ・外部講師による虐待研修の実施
- ・外部研修参加への奨励（研修案内の回覧、張り出しを行い周知）
- ・資格取得等に向けた研修計画の立案（相談支援専門員・児童発達支援管理者・医療ケア児支援等）

8 実習生・ボランティアの受け入れ

保育士等を目指す学生を対象に、各学校と連携を図り実習生の受け入れを行います。ま

た、地域に根差す施設、発達に課題のある児童の理解を深めることをねらいとし、状況に応じて、ボランティアの受け入れを行います。

9 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」に準じた取扱いをするとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・「虐待防止委員会及び身体拘束適正委員会」のメンバー並びに、虐待対応マネージャーの選出を行ないます。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

10 苦情解決システム

保護者からの相談、苦情などに対応する窓口を設け、利用児及び保護者の立場に立って誠実かつ迅速な対応に努めます。苦情内容については、園内で共有、検討し今後に向けての改善策についても話し合いを行います。

11 個人情報の保護

法人の個人情報保護管理規程及び方針に基づき当園が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぐとともに情報の管理を適正に行います。

12 福祉サービス第三者評価

令和3年度に受審した、「福祉サービス第三者評価」の結果を基に、課題を具体的に把握し、サービスの質の向上に結び付けることができるよう、職員間で結果を共有し業務に取り組んでいきます。（次回は令和6年度受審予定）

13 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う措置・対応等について

新型コロナウイルス感染症を防ぐため最大に努力すると共に、発生した場合、関係機関と連携を図り速やかに対応を行い、感染拡大を防ぎます。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐための取り組み

- ・職員は毎朝検温を行い、体温と共に体調についても管理者に報告します。

体調がすぐれない場合は出勤せず、自宅療養および受診し体調管理に努めます。
またマスクを着用し、手洗いうがいに努めます。

- ・来園者を把握し、来園時には検温および体調確認を行います。
- ・行事等は感染拡大を防ぐ観点を持って計画し、当日も感染を防ぐ取り組みを行ったうえで実施します。
- ・館内の清掃に努め、適宜消毒を行います。

(2) 当園において新型コロナウイルス感染を確認された場合の対応

- ・関係機関に速やかに報告を行います。
- ・当園の利用者及び関係者に感染確認を周知し、保健所の指示に従い、濃厚接触者が疑われる利用者には自宅待機及びPCR検査受検の依頼を行います。
- ・必要日数完全休園とし、館内消毒を行います。
- ・休園中も利用者の健康観察に努めます
- ・休園期間終了後、療育が開始したのちも、各ご利用者の体調の変化及び精神的な変化に気を配り支援を行います。
- ・職員についても同様の措置を行います。

II 障害児通所支援施設「めばえ園」

1 運営方針

めばえ園は、利用者にとって身近な地域の障がい児支援の専門施設として、未就学児を対象に個々の子どもの課題、ねらいに合わせて発達支援を行う「児童発達支援」と、就学児を対象に、放課後や長期休暇を利用して日常生活における基本的動作の習得、コミュニケーション等、個々の課題やねらいに応じた訓練等の発達支援を行う、「放課後等デイサービス事業」を実施しています。また、利用児の生活場面である保育所・幼稚園・子ども園・学校と連携を図り、一人の子どもが関係する機関で総合的に支援できるよう取り組みます。

障がいのある子への専門療育訓練・支援施設としての機能の充実・サービスの向上・専門性の向上に努め、個々の子どもに対し適切な指導・療育・訓練を行います。

各々の訓練については、理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語療法（ST）及び乳幼児のグループ療育等により豊かな育ちを支援するために、心身の状況や環境に応じた日常生活における基本的動作の習得等、個々に応じたサービス提供を行います。また福祉・教育・保健・医療と連携し発達に課題のある子どもたちの子育てを家族も含め支援し、摂津市における発達に課題のある子どもとその家族の支援施設として地域の拠点となるよう進めていきます。

2 サービスの内容

ア 理学療法

主として日常生活動作訓練による基本的な身体運動の発達を目的として、個々の身体の状態・状況に合わせて個別訓練を行います。親子同室で訓練を行うことによって、家庭生活における配慮や環境設定、家庭でもできる訓練についてもアドバイスをを行います。

イ 作業療法

全身機能・手指機能、知覚、認知、概念の学習を主として行い、ボディイメージの獲得、体幹の安定・手指巧緻性の獲得を通して集中力の向上に取り組んでいます。そのことにより、机上課題への取り組み、学習への意欲向上に繋がります。

ウ 言語療法

口腔器官、聴覚器官だけの障がいだけでなく、それらを制御する中枢神経に問題がある場合もありますので、早期治療を行い伝達、思考、記憶への発達面の援助を行います。

また、訓練士とのやり取りを通してコミュニケーション手段の獲得も育みます。

エ 療育グループ（週1回）

1歳半健診後のフォロー教室である「すこやか教室」終了後、引き続き配慮や療育を必要とする親子、保育所・幼稚園等集団生活に入るまでの期間、何らかの集団の場を必要とする親子が多いことから、その親子が必要とする期間（保育所幼稚園との並行利用も可能）療育を受ける環境を設け、乳幼児期の発達支援サービスの拡充につなげています。親子で遊ぶ事を通して、利用児の成長発達を育むと共に、保護者には子どもの発達課題および発

達状況についての理解を深め親子関係の構築に努めます。

また、家庭状況、児童の発達状況を踏まえた進路指導を行うと共に、保護者面談を通して保護者の子育てに対する不安の軽減を図ります。

オ 送迎サービス

感染症対策を講じながら可能な範囲で送迎サービスを行います。

カ 週間予定表

		月	火	水	木	金
P T	午前		○			○
	午後		○			○
O T	午前	○	○	○	○	○
	午後	○	○	○	○	○
S T	午前	○	○	○	○	○
	午後	○	○	○	○	○
療育G	午前			○	○	

*それぞれの訓練について随時、市関係機関からの紹介により観察（療育Gは見学）を受け入れます。観察後(見学)、保護者に結果報告を行い、保護者の利用希望があった場合しかるべき手続きを経て、訓練(グループへの参加)を開始します。

*他事業所も利用児童は相談支援専門員による計画操舵立案後。等事業所のみ利用児については保護者によるセルフプラン申請後利用開始

3 保護者及び関係諸機関との連携

(1) 保護者との連携

- ・療育・訓練に親子での参加・保護者同伴で通室してもらい、家庭での子どもの様子を聞きながら訓練を行なう事により子どもの課題により応じた訓練を実施します。また、保護者には子どもへの対応と子どもの発達状況および行動の意味の理解を深め、育児力を育み、家庭での育児負担の軽減に努めます。
- ・必要に応じて公認心理師による発達検査を行ない、それを基に進路相談、育児相談を行ないます。

(2) 関係機関との連携

- ・市教育支援課、子ども教育家、家庭児童相談課、出産育児課と連携し、利用児を総合的にとらえて支援を行ないます
- ・利用児の在籍園・校との連携を図り、訓練の見学に来ていただき園や学校での環境設定や指導方法について助言を行います。
- ・特別支援教育については、関係諸機関との連携においてよりよい支援サービスを提供します。

近年、低年齢児の利用が増加傾向にあり、要フォロー児への適切な早期処遇の流れの構築が必要となっています。各機関の連携体制を充実させ、役割分担を行ない、一人ひとりの児童に適切な支援を行なえるよう取り組んでいきます。

(3) 医療との連携

主治医・市出産育児課担当医の意見に基づいて訓練を行います。訓練開始後も状況に応じて連携を図ります。また、必要に応じて補装具の相談にも応じます。

4 各種会議

施設運営に関する事項及び各事業間の連携を図り、事業内容の向上、円滑な業務運営を推進するため次の会議を開催、参加します。

- ・施設連絡会議（毎月2回） ・行事会議（随時） ・年度総括会議（年1回）
- ・定例会議（毎月1回+随時） ・ケース会議（随時）
- ・子育て支援課、家庭児童相談室課、出産育児課との会議（引継ぎ、判定会議、情報意見交換など）（随時） ・教育支援会議（随時） ・児童発達支援事業所連絡会議（年2回）

5 職員研修

職員の知識、支援技術の向上を目的とし研修参加を奨励

- ・法人に研修への参加（会計・虐待・メンタルヘルス等）
- ・職員勉強会の実施（年8回）
- ・外部講師による虐待研修の実施
- ・外部研修参加への奨励（研修案内の回覧、張り出しを行ない周知）
- ・資格取得等に向けた研修計画の立案（相談支援専門員・児童発達新管理者・医療ケア児支援等）

6 災害・事故防止対策

利用児の特性により、災害（火災・地震等）の際には特に配慮を要する児が多いことから安全の確保を図るため訓練を実施します。また、施設内への不審者の侵入を未然に防ぎ、備品を含め日常的に安全の確保に努めます。

- ・避難訓練（月1回） ・防犯訓練（年2回） ・消火、通報訓練（年2回）
- ・普通救命講習（年1回） ・業者委託遊具安全点検（年1回） ・遊具安全点検（毎日）

7 虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者（児）施設における虐待の防止について」に準じた取扱いをするとともに、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止委員会の設置および虐待対応マネージャーの選出を行いません。
- ・苦情解決体制の整備を行います。
- ・職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- ・個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ・従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

8 苦情解決システム

保護者からの相談、苦情などに対応する窓口を設け、利用児および保護者立場に立って誠実かつ迅速に対応し改善に努めます。苦情内容については、園内で共有、検討し今後に向けての改善策についても話し合いを行います。

9 個人情報の保護

法人の個人情報保護管理規程及び方針に基づき、めばえ園が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぐとともに情報の管理を適正に行います。

10 福祉サービス第三者評価

令和3年度に受審した、「福祉サービス第三者評価」の結果を基に、問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に結び付けることができるよう、職員間で結果を共有し業務に取り組んでいきます。（令和6年後にも受審予定）

11 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う措置・対応等について

新型コロナウイルス感染症を防ぐため最大に努力すると共に、発生した場合、関係機関と連携を図り速やかに対応を行い、感染拡大を防ぎます。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐための取り組み

- ・職員は毎朝検温を行い、体温と共に体調についても管理者に報告します。
体調がすぐれない場合は出勤せず、自宅療養および受診し体調管理に努めます。
またマスクを着用し、手洗いうがいに努めます。
- ・来園者を把握し、来園時には検温および体調確認を行います。

- ・行事等は感染拡大を防ぐ観点を持って計画し、当日も感染を防ぐ取り組みを行ったうえで実施します。
- ・館内の清掃に努め、適宜消毒を行います。

(2) 当園において新型コロナウイルス感染を確認された場合の対応

- ・関係機関に速やかに報告を行います。
- ・登園のご利用者および関係者に感染確認を周知し、保健所の指示に従い、自宅待機および対象者には PCR 検査実施の依頼を行います。
- ・必要日数完全休園とし、業者による館内消毒を行います。
- ・休園中も利用者の体調の変化について把握に努めます。
- ・休園期間終了後、療育が開始したのちも、各ご利用者の体調の変化及び精神的な変化に気を配り支援を行います。
- ・職員についても同様の措置を行います。